

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2019年3月26日提出

【発行者名】 明治安田アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大崎 能正

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号

【事務連絡者氏名】 植村 吉二

連絡場所 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号

【電話番号】 03-6731-4721

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 明治安田ライフプランファンド20
明治安田ライフプランファンド50
明治安田ライフプランファンド70

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 各ファンド 上限 5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年2月19日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、信託約款変更の予定があることにより、訂正および追加すべき事項がありますので、関係事項を本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正または更新します。_____の部分は訂正部分を示します

第一部【証券情報】

(12)【その他】

<訂正前>

振替受益権について
(略)

<訂正後>

振替受益権について
(略)

投資信託約款変更の予定について

当ファンドおよび当ファンドが主要投資対象とする「明治安田外国債券マザーファンド（以下、マザーファンドということがあります）」について、投資信託約款の変更を予定しています。

1. 変更内容

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに関し、UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく投資信託約款の変更を行うものです。これに伴い、当ファンドについても所要の変更を行うとともに、信託報酬率の引き下げを行います。

投資信託約款の具体的な変更内容は、以下の通りです（下線部は変更部分を示します。）。

追加型証券投資信託 明治安田ライフプランファンド20

投資信託約款

(下線部は変更箇所を示します)

変更後			変更前		
<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の87の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>委託者は、第19条の2第1項第2号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）およびマザーファンドの毎計算期末、またはマザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。</p>			<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の90の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>委託者は、第19条の2第1項第2号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」および第19条の2第1項第5号に規定する「明治安田外国債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、各マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）および各マザーファンドの毎計算期末、または各マザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される各投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。</p>		
ファンド名	投資顧問会社	算出方法	ファンド名	投資顧問会社	算出方法
明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額	明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額
			明治安田外国債券マザーファンド	UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	マザーファンドの純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の32.5の率を乗じて得た額

追加型証券投資信託 明治安田ライフプランファンド50

投資信託約款

(下線部は変更箇所を示します)

変更後			変更前		
<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の115の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>委託者は、第19条の2第1項第2号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）およびマザーファンドの毎計算期末、またはマザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。</p>			<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の118の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>委託者は、第19条の2第1項第2号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」および第19条の2第1項第5号に規定する「明治安田外国債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、各マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）および各マザーファンドの毎計算期末、または各マザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される各投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。</p>		
ファンド名	投資顧問会社	算出方法	ファンド名	投資顧問会社	算出方法
明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額	明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額
			明治安田外国債券マザーファンド	UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	マザーファンドの純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の32.5の率を乗じて得た額

追加型証券投資信託 明治安田ライフプランファンド70

投資信託約款

(下線部は変更箇所を示します)

変更後			変更前		
<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の129の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>委託者は、第19条の2第1項第2号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）およびマザーファンドの毎計算期末、またはマザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。</p>			<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の131の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>委託者は、第19条の2第1項第2号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」および第19条の2第1項第5号に規定する「明治安田外国債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、各マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）および各マザーファンドの毎計算期末、または各マザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される各投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。</p>		
ファンド名	投資顧問会社	算出方法	ファンド名	投資顧問会社	算出方法
明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額	明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額
			明治安田外国債券マザーファンド	UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	マザーファンドの純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の32.5の率を乗じて得た額

親投資信託 明治安田外国債券マザーファンド
運用の基本方針

（下線部は変更箇所を示します）

変更後	変更前
2.運用方法 (2)投資態度 <u>（削除）</u>	2.運用方法 (2)投資態度 <u>日本を除く主要国の公社債等の運用指図に関する権限は、UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドに委託します。</u>

投資信託約款

（下線部は変更箇所を示します）

変更後	変更前
（運用の指図範囲等） 第10条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。	（運用の指図範囲等） 第10条 委託者（ <u>第12条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、第11条、第13条から第21条まで、第23条、および第30条から第32条について同じ</u> ）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
（運用の権限委託） 第12条 <u>（削除）</u>	（運用の権限委託） 第12条 委託者は、 <u>運用の指図に関する権限のうち次に關する権限を次の者に委託します。</u> <u>日本を除く主要国の公社債等の運用</u> <u>商号：UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド</u> <u>所在地：21 Lombard Street, London EC3V 9AH</u> <u>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとしします。</u> <u>第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</u>

2. 変更理由

当ファンドは、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をUBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドに委託してまいりましたが、当社にて安定的な運用体制が構築できたことを受け、UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とするものです。なお、変更後も現状の運用の基本方針（投資対象や投資態度）等に変更はありません。

3. 日程について

受益者の確定日	: 2019年3月28日 (2019年3月26日までに申込みをされた受益者に限る)
(電子公告開始)	(弊社ホームページ (http://www.myam.co.jp/) 上にて公告)
異議申立期間	: 2019年3月28日から2019年5月13日まで
異議申立受益者の買取請求期間	: 2019年5月16日から2019年6月4日まで
投資信託約款変更の適用日	: 2019年6月7日(予定)

4. 異議申立の手続きについて

上記1.の投資信託約款の変更に異議のある受益者は、2019年3月28日から2019年5月13日までの間に、当ファンドの委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社に対し、書面をもってその旨を申し出ることができます。

当該期間内に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、2019年3月28日現在の当該ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り信託約款の変更を2019年6月7日より適用いたします。

また、このたびのマザーファンドの重大な約款変更につきましては、マザーファンドを主要投資対象とする他のベビーファンドにおいても同様の手続を行っております。

そのためマザーファンドの重大な信託約款の変更につきましては、各ベビーファンドにおける反対のあった受益権口数をマザーファンドにおける実質的な受益権口数に換算し、その合計が二分の一を超えた場合には、信託約款の変更が中止されます。

この場合、信託約款の変更を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、かつ電子公告開始日現在における知られたる受益者の方にお知らせいたします。

なお、信託約款の変更の決定(2019年5月14日予定)につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。

5. 異議申立を行った受益者の買取請求の手続について

この信託約款の変更を行うことが決定した場合、異議申立をされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額で、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取すべき旨を、買取請求期間中に取扱販売会社を通じて受託銀行に対し請求することができます。

公正な価額とは、受託銀行が受益者からの買取請求手続に係る必要書類(投資信託受益権買取請求書)を受理した日の基準価額をいいます。

異議申立を行った場合でも、必ず買取請求をしなければならないものではありません。

引き続き保有していただくことも、通常の換金手続をしていただくこともできます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

< マザーファンドの運用手法 >

< 訂正前 >

表（略）

< 訂正後 >

表（略）

UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とする約款変更を予定しています。

なお、UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除することとなった場合は、以下の通り変更となります。

運用ファンド	運用会社（投資顧問会社）	運用手法
明治安田 日本株式 マザーファンド	明治安田アセット マネジメント株式会社	徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと中長期成長力の観点から市場に過小評価されていると判断される銘柄を探し出し、これらを組んだ分散ポートフォリオを構築します。
明治安田 アメリカ株式 マザーファンド	明治安田アセット マネジメント株式会社	S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用い、ポートフォリオを構築します。クオンツ・リサーチ、ポートフォリオ管理およびポートフォリオ評価に至る一連の業務は、運用チームに一元化されています。
明治安田 欧州株式 マザーファンド	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	経済・社会動向の調査や企業調査において、グローバル・ベースのアプローチを行うと同時に、データ化された調査結果に基づいた個別銘柄選定により、超過収益の獲得を目指した運用を行います。
明治安田 日本債券 マザーファンド	明治安田アセット マネジメント株式会社	ベンチマークに対してデュレーション・ニュートラル戦略を基本とし、信用リスク、流動性リスクに配慮しつつ、イールドカーブ戦略、個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行います。
明治安田 外国債券 マザーファンド	明治安田アセット マネジメント株式会社	ファンダメンタルズ分析を重視したトップダウン分析を踏まえ、通貨アロケーション戦略、デュレーション・イールドカーブ戦略や種別・銘柄戦略を策定、ポートフォリオ全体のリスクコントロールを行いつつ運用を行います。

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社等及びファンドの関係法人

4. 投資顧問会社

< 訂正前 >

UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド
(略)

ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド
(略)

図（略）

- 1 信託契約
(略)
- 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約
(略)
- 3 投資一任契約
(略)

< 訂正後 >

UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド
(略)

ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド
(略)

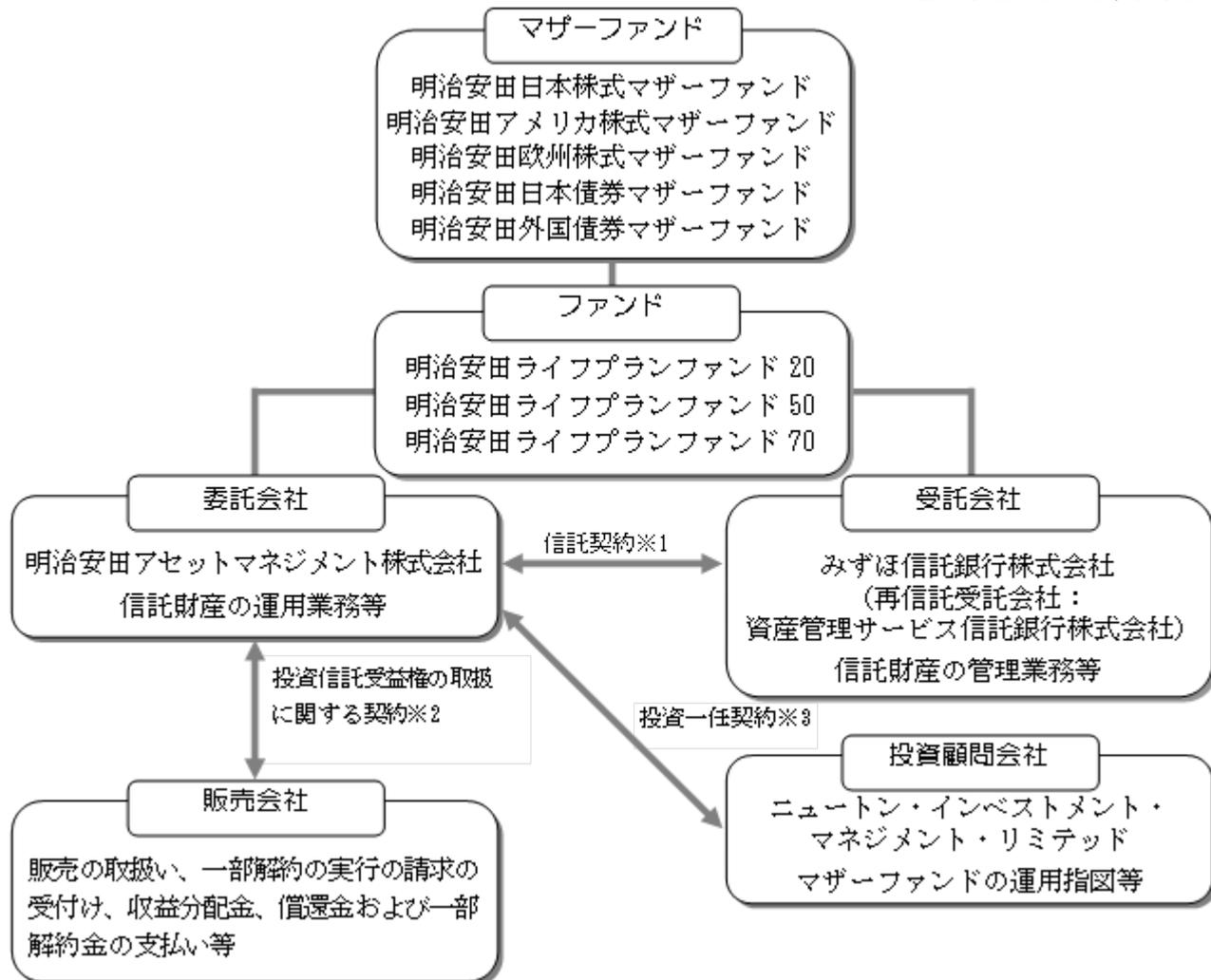
図（略）

- 1 信託契約
(略)
- 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約
(略)
- 3 投資一任契約
(略)

UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とする約款変更を予定しています。

なお、UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除することとなった場合は、上記「4. 投資顧問会社」は以下の通り変更となります。

ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド
(「ニュートン社」ということがあります。)
明治安田欧州株式マザーファンドの運用指図を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

3 投資一任契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資一任契約」を締結しており、運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等を規定しています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

マザーファンドの投資方針

<明治安田外国債券マザーファンド>

・運用方法

投資態度

<訂正前>

4. 日本を除く主要国の公社債等の運用指図に関する権限は、UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドに委託します。

<訂正後>

4. 日本を除く主要国の公社債等の運用指図に関する権限は、UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドに委託します。

UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とする約款変更を予定しています。当該約款変更が決定された場合は、上記4.の項目は削除されます。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬

（略）

投資顧問報酬

（略）

<訂正後>

信託報酬

（略）

投資顧問報酬

（略）

なお、UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除することとなった場合は、信託報酬および投資顧問報酬が以下の通り変更となります。

信託報酬

ファンドの純資産総額に対し、下記の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、次の通りとします。

<内容>

配分	料率（年率）		
	明治安田ライフプラン ファンド20	明治安田ライフプラン ファンド50	明治安田ライフプラン ファンド70
委託会社	0.486%（税抜0.45%）	0.594%（税抜0.55%）	0.6588%（税抜0.61%）
販売会社	0.3996%（税抜0.37%）	0.5724%（税抜0.53%）	0.648%（税抜0.6%）
受託会社	0.054%（税抜0.05%）	0.0756%（税抜0.07%）	0.0864%（税抜0.08%）
合計	0.9396%（税抜0.87%）	1.242%（税抜1.15%）	1.3932%（税抜1.29%）

<内訳>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

投資顧問報酬

委託会社の報酬には次のマザーファンドの運用権限の一部を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された投資顧問報酬額のうち、ファンドに係る金額の合計となります。

ファンド名	投資顧問会社	算出方法
明治安田欧州株式 マザーファンド	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額

明治安田欧州株式マザーファンドの平均純資産総額とは、当該マザーファンドの毎計算期間を、最初の6ヵ月間と後半の6ヵ月間とに区分し、それぞれの期間における当該マザーファンドの毎日の信託財産の純資産総額を合計した金額を当該運用日数（休日を含む）で除して得られる額です。

第2【管理及び運営】**3【資産管理等の概要】****(5)【その他】**

関係法人との契約等

<訂正前>

委託会社と販売会社との間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間のファンドの運用の委託に関する契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも、明治安田外国債券マザーファンドについては3ヵ月前までに、明治安田外国債券マザーファンドについては委託会社は投資顧問会社に対し3ヵ月前までに、投資顧問会社は委託会社に対し6ヵ月前までに、書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

<訂正後>

委託会社と販売会社との間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間のファンドの運用の委託に関する契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも、明治安田欧州株式マザーファンドについては3ヵ月前までに、明治安田外国債券マザーファンドについては委託会社は投資顧問会社に対し3ヵ月前までに、投資顧問会社は委託会社に対し6ヵ月前までに、書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とする約款変更を予定しています。

なお、UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除することとなった場合は、「関係法人との契約等」は以下の通り変更となります。

委託会社と販売会社との間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間のファンドの運用の委託に関する契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも、明治安田欧州株式マザーファンドについては3ヵ月前までに、書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(3) 投資顧問会社

< 明治安田外国債券マザーファンド >

< 訂正前 >

名称 : UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド
資本金の額 : 12,500万ポンド（2018年3月末現在）
事業の内容 : イギリスにおいて、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯
関連する一切の業務を行っています。

< 訂正後 >

名称 : UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド
資本金の額 : 12,500万ポンド（2018年3月末現在）
事業の内容 : イギリスにおいて、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯
関連する一切の業務を行っています。

UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とする約款変更を予定しています。当該約款変更が決定された場合は、当該< 明治安田外国債券マザーファンド > についての項目は削除されます。